



島根県報

平成28年5月31日（火）

第2,805号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (防災危機管理課) 2

【告 示】

保安林の指定（2件） (森林整備課) 3

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 (中小企業課) 4

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (") 5

【公 告】

平成28年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験の実施 (高齢者福祉課) 8

公布された条例等のあらまし

◇島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第71号）

1 規則の概要

- (1) 救助費用の単価を改定することとした。（第4条・第5条・第7条・第11条・第13条・第14条・第14条の4・第26条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 5月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第71号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則（昭和33年島根県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「2,621,000円」を「2,660,000円」に改める。

第5条第2項中「1,080円」を「1,110円」に改める。

第7条第3項第1号の表中

「

18,300 円	23,500 円	34,600 円	41,500 円	52,600 円	7,700 円
30,200 円	39,200 円	54,600 円	63,800 円	80,300 円	11,000 円

を

」

「

18,400 円	23,700 円	34,900 円	41,800 円	53,000 円	7,800 円
30,400 円	39,500 円	55,000 円	64,300 円	80,900 円	11,100 円

に改め、同項第2号の表中

」

「

6,000 円	8,000 円	12,000 円	14,600 円	18,500 円	2,600 円
9,700 円	12,600 円	17,900 円	21,200 円	26,800 円	3,500 円

を

」

「

6,000 円	8,100 円	12,100 円	14,700 円	18,600 円	2,600 円
------------	------------	-------------	-------------	-------------	------------

に改める。

」

9,800 円	12,700 円	18,000 円	21,400 円	27,000 円	3,500 円
------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------

」

第11条第2項中「567,000円」を「576,000円」に改める。

第13条第1項中「特別支援学校の小学部児童」を「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童」に改め、「中学校生徒（）」の次に「義務教育学校の後期課程、」を加え、「中学部生徒」を「中学部の生徒」に改め、同条第3項第2号中「4,200円」を「4,300円」に、「4,500円」を「4,600円」に、「4,900円」を「5,000円」に改める。

第14条第3項中「208,700円」を「210,400円」に、「167,000円」を「168,300円」に改める。

第14条の4第2項中「134,300円」を「134,800円」に改める。

第26条第1号ア中「23,600円」を「23,200円」に改め、同号イ中「15,500円」を「15,700円」に改め、同号ウ中「15,700円」を「15,400円」に改め、同号エ中「14,200円」を「14,400円」に改め、同号オ中「16,600円」を「16,500円」に改め、同号カ中「19,000円」を「20,000円」に改め、同号キ中「17,400円」を「18,300円」に改め、同号ク中「18,800円」を「19,800円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

島根県告示第401号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年5月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町菅原1439-5（次の図に示す部分に限る。）、1439-14、1439-15、1440、1441・1442-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1579から1581まで、1637・1638-1・1639-1・1640（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1641、1642-24

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第402号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をしますので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年 5月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町蔵田畑奥2392、蔵田2588

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第403号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年 5月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアウェルネス神門店 島根県出雲市神門町869番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

芙蓉総合リース株式会社 取締役社長 辻田 泰徳 東京都千代田区三崎町3-3-23

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県広島市西区井口明神1-1-10

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年 1月20日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,196平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

39台（建物北側）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

10台（建物北東側）

- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
45平方メートル（建物南西側）
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
5.76立方メートル（建物南西側）
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前8時から午後12時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から翌午前0時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3か所（建物敷地北側及び東側）
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで
- 2 届出年月日
平成28年5月19日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
出雲市経済環境部商工労働課（島根県出雲市今市町70）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
 - (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第404号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年5月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール出雲 島根県出雲市渡橋町1066番地外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日等
イオンリテール (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	梅本 和典	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島1-3-9	中村 秀雄	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
(株) リオグループフォールディングス	愛知県名古屋市中区平和1-1-20	横山 和幸	平成27年8月31日退店
(株) 未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬1-6	羽牟 秀幸	平成27年8月31日退店
(有) すぎもと	島根県松江市寺町198	杉本 博	平成27年8月31日退店
(株) アビニヨン	島根県出雲市矢野町941-1	原田 義男	平成27年8月31日退店
(株) 藤芳	島根県出雲市今市町702	藤江 宣敏	平成27年8月31日退店
(株) 彩雲堂	島根県松江市天神町124	山口 美紀	平成27年8月31日退店
(有) 飯塚時計店	島根県出雲市平田町951-33	飯塚 佳久	平成27年8月31日退店
(株) キヤンドウ	東京都新宿区北新橋2-21-1	城戸 一弥	平成27年8月31日退店
(有) ワールドプロモート	広島県福山市卸町13-7	小山 訓子	平成27年8月31日退店
(株) ジャム	鳥取県東伯郡琴浦町大字逢束186	徳永 治	平成27年8月31日退店
(株) 和想	鳥取県鳥取市南隈460	池田 訓之	平成27年8月31日退店
リフォームスタジオ (株)	東京都中央区日本橋浜町二丁目62-6	豆鞆 亮二	平成27年8月31日退店
古川 和美	島根県出雲市今市町北本町3-2-10	-	平成27年8月31日退店
竹村 守泰	島根県出雲市渡橋町301-7	-	平成27年8月31日退店
村上 新	島根県雲南市大東町大東飯田76-1	-	平成27年8月31日退店

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日等
イオンリテール (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	岡崎 双一	平成27年2月1日代表者変更
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島1-3-9	中林 秀雄	代表者名錯誤
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
アスカ (株)	広島県広島市中区上八丁堀4-1	伊藤 弘人	平成28年4月28日入店
(株) アローズコーポレーション	大阪府大阪市北区梅田2-2-2	弓立 昌輝	平成28年4月28日入店
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63	中尾 行雄	平成28年4月28日入店
エイチ・アンド・エム ヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン (株)	東京都渋谷区宇田川町33-6	クリスティン エドマン	平成28年4月28日入店
エムテック・ビーケー (株)	島根県松江市北陵町52-3	加瀬部 強	平成28年4月28日入店
(株) 音光	広島県広島市西区横川新町13-24	岡田 光由	平成28年4月28日入店
クレーズ日本 (株)	東京都中央区日本橋人形町1-1-11	山口 義貴	平成28年4月28日入店
(株) コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	吉竹 英典	平成28年4月28日入店
(株) 澤井珈琲	鳥取県境港市竹内団地278-6	澤井 幹雄	平成28年4月28日入店
(株) ジーフット	愛知県名古屋千種区今池3-4-10	堀江 泰文	平成28年4月28日入店

(株) ジーンズカジュアルダン	広島県庄原市西本町2-19-1	伊達 儼	平成28年4月28日入店
(株) ジェニィ	大阪府大阪市中央区安土町1-5-8	平原 亮太	平成28年4月28日入店
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	石川 康晴	平成28年4月28日入店
(有) ストローアンドウェイ	島根県松江市浜乃木1-5-88	仙田 道生	平成28年4月28日入店
(株) セリア	岐阜県大垣市外渕2-38	河合 映治	平成28年4月28日入店
(株) CHELSEA New York	石川県金沢市上安原南98-2	北方 康弘	平成28年4月28日入店
(株) ディーエイチシー	東京都港区南麻布2-7-1	高橋 芳枝	平成28年4月28日入店
(株) テレプラザ	鳥取県米子市米原5-3-36	野田 文和	平成28年4月28日入店
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14	木山 剛史	平成28年4月28日入店
(株) 永江印祥堂	島根県松江市和多見町115-1	数原 英一郎	平成28年4月28日入店
(株) 日本テレメッセージ	東京都豊島区高松1-11-16	中村 直樹	平成28年4月28日入店
はるやま商事(株)	岡山県岡山市北区表町1-2-3	治山 正史	平成28年4月28日入店
(株) ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11-34	滝 信良	平成28年4月28日入店
フクハラ アシヤール(株)	島根県大田市大田町大田イ736-12	福原 健治	平成28年4月28日入店
(株) 二葉屋	東京都港区虎ノ門4-3-1	五十嵐 榮一	平成28年4月28日入店
(有) 布野	島根県出雲市今市町616	布野 昇平	平成28年4月28日入店
(有) 葡萄家	鳥取県鳥取市雲山154-26	山根 一利	平成28年4月28日入店
ブランシェス(株)	大阪府吹田市江坂町2-1-11	坂入 良久	平成28年4月28日入店
(株) プラネット・アース	佐賀県佐賀市駅前中央2-2-10	西田 行孝	平成28年4月28日入店
(株) ベベ	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-2	岡本 吉史	平成28年4月28日入店
(有) 細川商店	鳥取県米子市両三柳2366-7	細川 忠義	平成28年4月28日入店
(株) MASAYA	岡山県岡山市北区表町2-6-56	高田 輝彦	平成28年4月28日入店
(株) 松江三和部品商会	島根県松江市矢田町168-6	村上 浩	平成28年4月28日入店
(株) メガスポーツ	東京都中央区日本橋蛸殻町1-36-5	南山 学	平成28年4月28日入店
メガネの田中チェーン(株)	広島県広島市中区袋町1-23-102	田中 登志子	平成28年4月28日入店
(株) めのや	島根県松江市嫁島町14-13	新宮 正朗	平成28年4月28日入店
ユーロプランニング(有)	島根県出雲市中野町783-20	神田 実	平成28年4月28日入店
(株) ライトオン	茨城県つくば市吾妻1-11-1	横内 達治	平成28年4月28日入店
(株) ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1	上山 健二	平成28年4月28日入店

2 届出年月日

平成28年5月18日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課(出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定により、平成28年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成28年5月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験の日時

- (1) 試験日 平成28年10月2日（日）
- (2) 試験開始時刻 午前10時

2 試験会場

試験地	試験会場（所在地）
松江市	島根大学（松江市西川津町1060）
浜田市	島根県立大学浜田キャンパス（浜田市野原町2433-2）

3 受験資格

受験日において介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の2又は介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第2条の規定による業務従事期間要件を満たす者であること。

4 試験の内容及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

- (1) 介護保険制度に関する基礎的知識
- (2) 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技術
- (3) 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識及び技術
- (4) 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技術

5 受験申込みに必要な書類等

- (1) 平成28年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書
- (2) 平成28年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験票
- (3) 実務経験（見込）証明書

実務経験証明者と本人が同一の場合は、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の実務経験を有することを客観的に証明できる書類の写しを添付すること。

また、見込証明となる者は、平成28年10月7日（金）までに改めて実務経験証明書を提出すること。この実務経験証明書が期限までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効とする。

(4) 受験資格に応じて提出する書類

- ア 国家資格等の免許等の写し
- イ 社会福祉主事任用資格の取得が確認できる書類（大学の成績証明書等）
- ウ 介護職員初任者研修課程又はこれに相当する研修を修了したことが確認できる書類（研修の修了証書の写し等）
- エ その他受験資格を確認するために必要な書類

6 受験手数料

7,070円に相当する額の島根県収入証紙を受験申込書の所定の欄に貼り付けること（収入証紙には消印をしないこと。）。

7 受験申込受付期間及び提出先

(1) 受付期間

ア 平成28年6月22日（水）から同年7月13日（水）まで

イ 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書し、必ず簡易書留にて郵送すること（7月13日までの消印のあるもの限り受け付ける。）。

(2) 受験申込書の送付先

〒690-8501 島根県松江市殿町128番地 島根県健康福祉部高齢者福祉課

8 受験票の交付

受験票は、郵送により交付する。試験日の10日前までに届かない場合は、島根県健康福祉部高齢者福祉課に問い合わせること。

9 受験申込書等の請求

受験の手引、受験申込書等は、島根県健康福祉部高齢者福祉課、松江保健所、雲南保健所、出雲保健所、県央保健所、浜田保健所、益田保健所、隠岐保健所、各市役所及び各町村役場で交付する。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書し、島根県健康福祉部高齢者福祉課宛てに250円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦33センチメートル×横24センチメートルで郵便番号、住所及び氏名を記入したもの）を同封し請求すること。

10 合格者の発表

受験者全員に郵送により可否を通知する。また、島根県のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

11 その他

(1) 交通手段

松江会場及びその周辺での駐車はできないので、バス等の公共交通機関を利用すること。

(2) 介護支援専門員実務研修

本試験の合格者を対象に行われる介護支援専門員実務研修については、別途案内する。

(3) 問合せ先

この試験についての問合せは、島根県健康福祉部高齢者福祉課（電話0852-22-6520）にすること。